

運輸安全マネジメントに関する取組み

期間 平成28年8月1日～平成29年7月31日

トランスポートA&Aでは、輸送・作業の安全確保のため安全最優先・法令遵守・継続的改善を、社長をはじめ担当役員・全従業員が一丸となって取り組んでいます。

平成28年度安全方針スローガン

「無事故の決意」「いまから」「ここから」「自分から」

1. 輸送・作業の安全に関する基本的な方針

(1) 輸送・作業の安全に関する基本的な方針を設定し、社内に周知する。

① 社長は、輸送・作業の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送・作業の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送・作業の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

② 輸送・作業の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善（Plan, Do, Check, Act）を確実に実施、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送・作業の安全性の向上に努める。

③ 輸送・作業の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(2) 安全方針の各社員の理解度等を本社に於ける講習会、各社に於ける事務員及び乗務員対象の講習会にて、テスト・アンケート等を用いて定期的に把握する。

(3) 毎年度末の安全管理委員会（マネジメントレビュー）の結果に基づき、1年毎に（現行の安全方針の変更の必要性の有無を検討すること、周知方法を見直すこと等を含む。）見直しを行う。

2. 輸送・作業の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

平成28年度の目標

交通事故発生件数 自車 1台あたり交通事故率 10%以下（件数換算 25件以下）

平成27年度の目標及び達成状況

① 目標

交通事故発生件数 自車 1台あたり交通事故率 10%以下（件数換算 37件以下）

② 達成状況

交通事故発生件数 自車 1台あたり交通事故率 7.1%（件数 28件） 達成

（24年度 23件・25年度 27件・26年度 41件）

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故（重大・大型事故等被害甚大なケース）に関する統計〔総件数及び類似別の事故件数〕

平成27年度 総件数0件

4. 安全管理規程

当社の安全管理規程は別紙の通りです。

5. 輸送・作業の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 平成28年度に講じようとする措置

・総重量8t未満車両 左サイドアンダーミラー装着

・みまもりくんを2t車以上の代替え車両に継続配備

・ドライブレコーダーを全車両に配備

・バックアイカメラを2t車以上の代替え車両に配備済み

・簡易血圧測定器を点呼場へ設置

(2) 講じようとする措置

・今後の新車代替え時には、これまでの配備器機はすべて装備

・アルコールチェッカーを継続的に点検

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

当社の安全管理規程の通りです。

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、実施予定

① 新任運転士研修の拡充

若年層に大型車の運転経験が少ない新任運転手が増えている実情を踏まえ、運転技能・接客技術の研修を実施することにより、実技面でのレベルアップを目指す。

② シニア・スポット運転手研修の実施

同研修の受講により、加齢による様々な衰えや健康状態を維持する必要性を正しく理解し、自己管理による安全運転の重要性を再認識して貰うため、60歳以上のシニア・スポット運転士を対象とした教育を実施した。

③ ヒヤリ・ハット情報の活用について

収集したヒヤリ・ハット情報を整理・分類の上、危険予知トレーニング用に事例の要素別編集を行い、各種研修に活用する。

④ 1年目運転手研修の実施

若年層による事故の発生状況に対処の為、又自己流な運転操作に陥りがちな1年経過時に各人の癖や運転姿勢を正す目的で、初心講習と応用接遇の講習を実施する。

⑤ 「安全方針」浸透度の把握

経営トップが策定した「安全方針」の浸透度合いを把握するため、アンケートやテスト等の

実施により、浸透度・定着度を高める。

⑥ 乗務員「無事故表彰」の充実

乗務員の安全に対する意識を一層高揚させるべく、無事故乗務員の褒賞内容を充実させ、モチベーションアップを図る

(1) 平成 28 年度年間教育及び研修の実施予定は、当社の安全管理規程の通りです。

8. 安全統括管理者に係る情報

取締役社長 西岡 有子

9. 行政処分

平成 27 年度行政処分

行政処分等の年月日	平成27年10月6日
営業所の名称	本社
営業所の所在地	埼玉県和光市新倉 7 - 8 - 6
行政処分の内容	輸送施設の使用停止 (40日車)
主な違反の条項	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項
違反行為の概要	平成25年11月8日、自動車運転者の改善基準違反があった旨の労働基準監督署からの通知を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1) 乗務時間等告示の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2) 健康状態の把握義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3) 点呼の記録事項義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4) 運行指示書の記載事項義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(5) 運転者に対する指導監督違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6) 高齢運転者に対する指導監督違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7) 初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8) 整備管理者の研修受講義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(9) 事業計画事前届出違反 (貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(10) 事業の健全な発達を阻害する競争のうち社会保険等に未加入のもの (貨物自動車運送事業法第25条第2項)
違反点数 (事業者)	4点
違反点数 (営業所)	4点